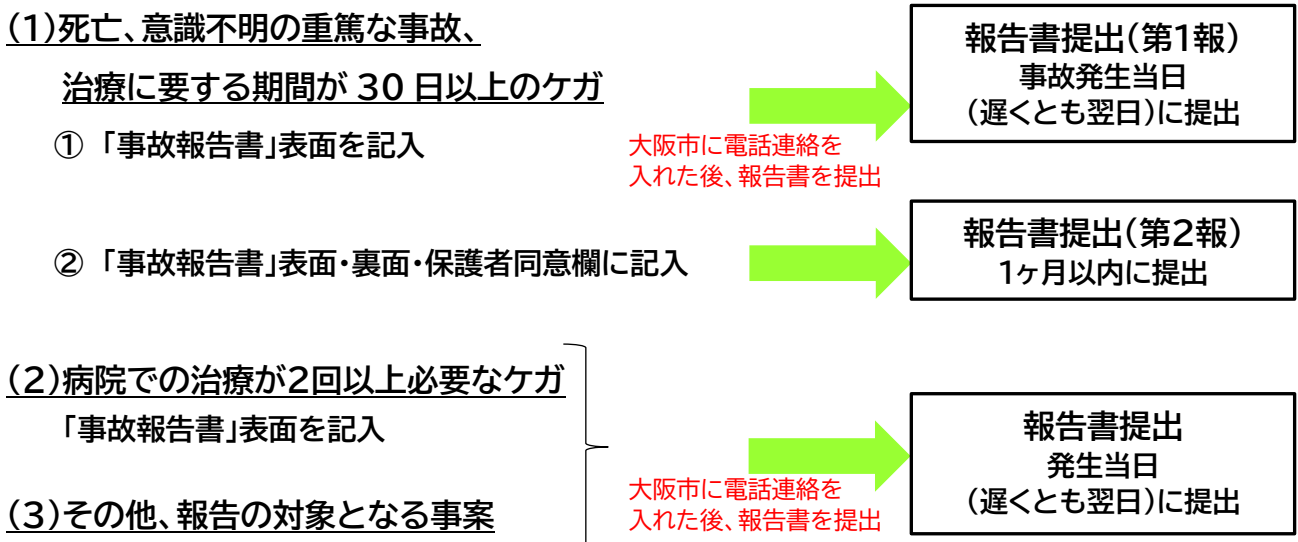


## (認可保育施設) 報告の対象となる事案

<p>① 死亡、意識不明の重篤な事故</p> <p>② 病院での治療を伴うケガ 2回以上の受診が必要なケガ(2回目の受診時に治療を伴わず、医師による確認のみの場合は不要)</p> <p>③ 誤飲、誤食 (アレルギー対応が必要な児童の誤食を含む) ※症状及び受診の有無にかかわらず報告</p>	<p>①②③「教育・保育施設等事故報告書」に記入して提出</p> <p>※食物アレルギーの誤食の場合は「食物アレルギー事故報告様式」に記入して提出</p>
<p>④ 置き去り、すり抜け等、児童の姿を見失った事案</p> <p>⑤ 集団による食中毒、10人以上の感染症の発生</p> <p>⑥ その他の事案(保育業務に影響を及ぼす設備の故障や施設管理上の事故盗難、不審者侵入、個人情報漏えいなど)</p>	<p>④「置き去り等事案報告様式」に記入して提出</p> <p>⑤「感染性胃腸炎用疾患集団発生報告票」に記入して提出</p> <p>⑥ 様式は問いません</p>

報告書は、必ず大阪市に電話連絡を入れてから、提出してください。

## 大阪市への報告



報告先: 大阪市こども青少年局 幼保企画課あて

電話 06-6361-0752

E-mail [fb0010@city.osaka.lg.jp](mailto:fb0010@city.osaka.lg.jp)